# 令和4年度 事業及び決算報告書

一般財団法人墨田まちづくり公社

令和4年度事業報告書

# 目 次

§ 1 はじめに	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1
§ 2法人概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1
§ 3 市街地環境の再整備を推進するための地域	往	旯	こ										
よるまちづくり活動の支援に関する事業				•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
I まちづくり活動の推進・支援事業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
1 まちづくり団体に対する支援													• 3
2 密集事業の支援													• 3
3 まちづくり情報の収集と発信	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 6
Ⅱ 住まいづくりの相談・支援事業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 7
1 「住まい何でも相談処」の運営	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 7
2 「燃えない壊れないまちづくり」の支援													• 7
3 共同化等の建替えの支援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 7
Ⅲ 空き家総合相談窓口の運営	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 7
IV 木造住宅耐震化の促進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 8
V まちづくり推進のための施設運営・管理事業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 8
1 まちづくり施設の運営	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 8
2 コミュニティ住宅の維持管理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 8
3 まちづくり事業用地の管理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 9
§ 4 地域住民の自治活動及びコミュニティ活動	の <del>5</del>	支	爰										
に関する事業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
<ul><li>I 公社の所有する集会施設等の運営及び維持管理事業</li><li>1 公社の施設</li></ul>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
2 区の指定管理者として管理する施設等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ′	14
II その他	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17 17
1 コミュニティサロン事業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
§ 5資料編			_		_	_							18
	•	•	•	•	•	-	•	•	-	-	•	•	

### § 1 はじめに

墨田まちづくり公社は、老朽木造住宅の密集する市街地の再整備を通して住環境の向上を図るとともに、地域の連帯感を基盤とした良好なコミュニティを形成するための団体として昭和57年に財団法人として設立され、平成25年には公益法人改革により一般財団法人墨田まちづくり公社に移行した。

この間、多岐にわたるまちづくり事業を展開するとともに地域コミュニティの醸成を図るため区民の皆様に活動と活躍の場を提供するなど、設立の趣旨を踏まえつつ、その機能を十分に発揮して各種事業を積極的に展開しており、令和4年度の事業実績及び決算は、本書に記載のとおりである。

# § 2 法人概要

1 設立

(1)名称 財団法人墨田まちづくり公社

(2) 設立日 昭和57年8月16日

(3) 主たる事務所 墨田区京島三丁目60番10号(まちづくりセンター)

(4) 基本金 1億円

(5) 理事長 山﨑 榮次郎

(6) 職員数 9人

2 事務所の移転

(1) 移転日 昭和62年4月1日

主たる事務所 墨田区京島一丁目38番11号(曳舟文化センター内)

主たる事務所 墨田区東向島二丁目36番10号(東京東信用金庫本店ビル7階)

3 一般財団法人への移行

(1) 変更日 平成25年4月1日

(2) 新名称 一般財団法人墨田まちづくり公社

4 令和5年3月31日現在

(1)基本金(2)理事長(3)職員数(常務理事含む。)25人

#### 5 目的

この法人は、東京都墨田区における地域の連帯感を基盤とした自治活動を振興するとともに、住民主体による市街地環境の再整備を推進することにより、コミュニティ形成の促進を図り、もって安全・快適・豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。(定款 第3条)

### 6 令和4年度の取組

令和4年度の公社運営は、新たに区から耐震化事業の一部を受託するなど、公社本来の役割を果たすべく各種事業を実施した。

また、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に取り組むとともに、今後の通常業務へのシフトも視野に入れながら、円滑な施設の管理運営に努めてきた。

#### (1) まちづくり活動の支援に関する事業

京島地区では、3年ぶりに対面形式で「第74回京島地区まちづくり協議会(総会)」を令和4年5月27日に開催し、すべての議題が承認された。また、まちづくり運営委員会の開催回数も例年とはぼ同様の7回の開催となった。しかし、協議会の事業となっている「京島文化まつり」の開催については、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案して、3年連続中止とした。

このような状況の中、木密地域不燃化プロジェクト推進事業延伸に伴う市街地改善事業については、 建替えによる不燃化が進まない要因として、建築基準法上建替えができない敷地が存在していること から、令和3年度に区の委託を受け、令和4年度も引き続き京島周辺地区及び鐘ヶ淵周辺地区におい てモデル地区を選定し、不燃化が進まない街区の改善に向け、共同化による不燃化促進や敷地整序等 による無接道敷地の解消に向けた検討を行い、より一層の密集市街地の改善に取り組んでいる。また、 密集事業の支援では、京島二丁目側の優先整備路線6号線の拡幅整備事業が終了するなど、着実に整備事業は進捗している。

### (2) 自治活動及び地域コミュニティ活動の支援に関する事業

公社所有の集会所及び指定管理者である地域集会所の施設利用については、全体的に戻りつつあるがコロナ禍前の水準には回復していない。

また、長期修繕計画による工事及び学童クラブ開設準備のため一部の地域集会所が休館した。 なお、施設利用者には、マスクの着用、手指消毒、換気の励行の呼びかけ等を行い、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めた。

令和4年度の各種事業の実績等については、次ページ以降に記載のとおりである。

## § 3 市街地環境の再整備を推進するための地域住民によるまちづくり活動の 支援に関する事業【定款第4条第1項第1号に基づく事業】

#### I まちづくり活動の推進・支援事業

### 1 まちづくり団体に対する支援

### (1)区内で取り組まれている初動期のまちづくり活動実施団体に対する支援

魅力あるまちとするために、自ら考え活動しようとしている初動期の住民主体のまちづくり団体に対する活動支援事業に対し、令和 4 年度に新たな団体等からの支援の要請は無かったが、公社ホームページ等を通じて講師やまちづくりアドバイザーの派遣など、当事業の活用の PR に努めている。

#### (2) 京島地区まちづくり協議会に対する支援

密集事業を円滑に進めるために、公社では昭和57年から京島地区まちづくり協議会の事務局を務めている。

京島地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)は、自分たちのまちは自分たちで守るとの思いを強く掲げ、区と地元との役割分担を明確にしてきた。公社はその支援をすることで、住民の防災 意識の向上を図るとともに、区と住民とのパイプ役になっている。

令和4年度の協議会活動は、新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化に伴い、「第74回京島地区まちづくり協議会(総会)」を3年ぶりに開催したことをはじめ、まちづくり運営委員会の開催回数も例年と同様に7回を数えた。しかし、地域コミュニティこそが防災の要であることから、協議会の一大事業となっている「京島文化まつり」については、第30回記念大会となる予定であったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、出演者・来場者・協力者の健康と安全を最優先に考え、残念ながら中止とした。

このような状況の中、令和4年度は、協議会の提案を参考に区が整備を進め、令和3年3月に竣功 した「協和井戸端広場」(京島二丁目26番)の防災井戸を災害時に最大限に活用するため、協議会を 構成する7町会による「京島井戸守活動」を昨年度に引き続き行い、延べ70人を超える参加者があ った。さらに、実際に防災設備の設営を体験する「協和井戸端広場防災設備設営訓練」を令和5年2 月26日の午前と午後に分けて実施し、40人を超える参加があった。

また、例年どおり、区の制度を活用し京島地区内の緑化を進める「まちなか緑化」事業の取り組みとして、京島地区内9か所の花壇等の植替えを5・9・12月の3回行ったほか、区が10月に開催した緑化講習会に参加した。

これまで協議会は、町会組織の枠を超え、地域内を横断した様々なまちづくり活動を継続して実施してきた。このため、公社は「賑わいづくり、コミュニティづくり」「安全・安心、快適なまちづくり」「地域のルールづくり」「情報発信」「公共施設・公共空間の整備」の各分野で、地域の人々が自ら考え、課題を調整し、責任を持って行動する「エリアマネジメント」の考えを取り入れた協力・支援を行っており、その内容については、「京島地区まちづくりニュース」「京島まちづくり便り」の発行及び公社ホームページなどで発信している。

#### 2 密集事業の支援

#### (1) 密集事業の支援

#### ア 京島周辺地区における主要生活道路の整備

京島三丁目側の中央部に位置する延長370mのコの字型をした10・11・12号線及び防災街区整備事業とともに21号線が完成し、京島三丁目側の優先整備路線の拡幅整備が平成28年度に完了した。京島二丁目側では、令和元年度に優先整備路線4号線、令和4年度に優先整備路線6号線の拡幅整備が完了した。

また、令和3年度に協議会運営委員会のもとに設置した「京島地区まちづくり計画(大枠)検証 勉強会」における検証結果を踏まえ、新たな優先整備路線の検討を行った結果、今後は、平成26 年度から取り組んでいる京島二丁目側の優先整備路線2号線に加え、新たに1・13・14号線の 拡幅整備を進めることとなった。

京島地区まちづくり計画【大枠】	整備済み距離(達成率)
(昭和56年12月)	(令和4年度末現在)
総延長: 2,665m	総延長:1,668m(既設含む)
	うち買収距離818m
京島三丁目優先整備路線:410m	京島三丁目優先整備路線:410m
[10・11・12・21 号]	(100%完成)
京島二丁目優先整備路線:315m	京島二丁目優先整備路線:274m
[2•4•6号]	(87%)

(区提供資料)

令和2年度までのまちづくり事業用地取得目標	取得面積(達成率:令和4年度末現在)
14,911 m <sup>2</sup>	14,676 m² (98.4%)

(区提供資料)

### イ 鐘ヶ淵周辺地区における主要生活道路の整備

鐘ヶ淵周辺地区においては、主要生活道路のうち10路線を優先整備路線と定め、幅員6m以上の道路拡幅整備を進めている。また、墨田五丁目の都市整備用地に接する8号線や鉄道立体化を見据えた9・10号線についても積極的に用地買収を進めている。

公社では、優先整備路線の用地買収が円滑に進むよう区の事業を支援した。

主要生活道路優先整備用地取得目標	取得面積(達成率:令和4年度末現在)
4,654 m	1,175.65 m² (25.3%)
東部(1~5 号線) 957 ㎡ 西部(6~10 号線) 3,697 ㎡	296.79 m² (31.0%) 878.86 m² (23.8%)

(区提供資料)

### (2) 木密地域不燃化プロジェクト推進事業の支援

公社では、区が推進する木密地域不燃化プロジェクト推進事業について、京島周辺地区と鐘ヶ淵周辺地区に現地事務所を設置し、区と共に住民に対する積極的なPR活動を行っている。

また、両事務所を「まちづくり支援のプラットフォーム(まちづくりの駅)」と位置付け、人々の暮らしに寄り添うきめ細かな相談業務を行っている。

さらに、「墨田区耐震化推進協議会」と連携し、区内で実施される各種イベントで、不燃化促進に関する啓発活動を実施した。

#### ア 京島周辺地区まちづくり(まちづくりコンシェルジュ)

公社では、地区内の建築物の不燃化を早期に実現するため、区と連携して昭和55年以前に建築された木造等の建物・土地所有者を対象とした建替えのパンフレットによる案内を行うとともに、京島事務所において公社職員及び建築等の専門家であるまちづくりコンシェルジュが建物の建替え相談や建替え案の作成を行うなど、建物の建替えなどによる不燃化促進に取り組んでいる。

建替え・住宅に関する相談及びまちづくりに関する相談は51件あり、うち3件に建物の建替え 案を作成して提示した。

なお、平成26年度以降、建替え案を提示したもののうち、実際の建替えや耐震改修が行われたのは、通算して11件である。

また、地域住民を対象に不燃建築物への建替えについて相談業務を行うとともに、「まちづくりニュース」(年1回)や「まちづくり便り」(年3回)を発行し、不燃化事業のPRに努めた。

#### 【不燃領域率】令和2年度末で70%目標

平成25年度(10年プロジェクト申請時)	令和2年度末
53%	60.8%(都参考值)

(区提供資料)

#### 【建替え件数(建築確認件数)】

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
43	36	28	43	51

(区提供資料)

#### 【来所による建替え等相談件数】

項目	来所による建	替え等相談件数	建替え案の作成・提示件数
年度	区内全域	うち京島周辺地区	(京島周辺地区)
平成30年度	46	17	5
令和 元 年度	47	20	5
令和 2 年度	27	12	4
令和 3 年度	37	8	3
令和 4 年度	51	25	3

#### イ 鐘ヶ淵周辺地区まちづくり(まちづくりコンシェルジュ)

公社では、地区内建築物の不燃化を早期に実現するため、昭和 55 年以前に建築されたと思われる建築物の所有者等(約 2,000 戸)に対して、事業 PR チラシ及び不燃・耐震に係るパンフレット等を配布した。

また、各町会を通じて「まちづくりコンシェルジュニュース」(年3回) や「コンシェルジュたより」(年1回)を全戸配布し、不燃化・耐震化へ向けた事業 PR を行った。

住まいに関する困りごと相談については、事情に寄り添った助言を行うとともに、個別の建替え 相談については、建替え案を作成し、助成制度の説明を行う等、不燃化促進に取り組んでいる。

併せて情報発信のツールとしてフェイスブックを活用し地域の情報提供も行っている。

鐘ヶ淵周辺地区は、京島周辺地区と異なり地元へのアプローチの年月が浅いことから、平成 29 年度から土地建物の情報を一元化した「地域情報地図」を順次作成し、相談対応がワンストップでできる態勢を構築している。

さらに、防災・減災に係る安全な避難のための仕組みづくりを推進するアクアサポート事業を活用し、住民主体の「防災連絡会」の運営・支援を行っており、今年度は各町会の児童遊園等に設置されている防災ベンチ内の工具等の紹介や、使用方法をまとめたマニュアルを作成し、各町会へ配

#### 布した。

また、地元3町会と協力し、消火器の位置や一時集合場所等を記載した「安全・安心の防災マップ」を作成し、各町会を通して町会員へ配布した。(計2,430部)

建替えやまちづくりに関する相談は 123 件あり、そのうち9件に建物の建替え案を作成して提示した。

なお、平成26年度以降、建替え案を提示したもののうち、実際の建替えや耐震改修が行われ たのは、通算して21件である。

#### (3) 木密地域不燃化プロジェクト推進事業延伸に伴う市街地改善事業

建替えによる不燃化が進まない要因として、建築基準法上建替えができない敷地が存在していることから、令和3年度から区の委託を受け、京島周辺地区及び鐘ヶ淵周辺地区においてモデル地区を選定し、不燃化が進まない街区の改善に向け、共同化による不燃化促進や敷地整序等による無接道敷地の解消に向けた検討を行っており、より一層の密集市街地の改善に取り組んでいく。

#### 【不燃領域率】令和2年度末で70%目標

平成 25 年度(10 年プロジェクト申請時)	令和2年度末
47%	57.3%(都参考值)

(区提供資料)

#### 【建替え件数(建築確認件数)】

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
71	84	87	74	77

(区提供資料)

#### 【来所等による建替え等相談件数】

年度	来所等による建替え等相談件数	建替え案の作成・提示件数
平成30年度	130	15
令和 元 年度	91	12
令和 2 年度	97	12
令和 3 年度	76	9
令和 4 年度	123	9

### 3 まちづくり情報の収集と発信

自治体や公的団体で構成するまちづくり連絡会などのネットワークを通じて、まちづくりに関する情報を収集している。また、各種助成制度等、まちづくり活動や建替え相談者に有益な最新情報を提供するため、住まい何でも相談処情報紙「住まい」を年3回発行した。さらに、公社まちづくり課のホームページでもこれらの情報を発信した。

### Ⅱ 住まいづくりの相談・支援事業

#### 1 「住まい何でも相談処」の運営

建築相談や住宅の修繕等に係る業者紹介を行うとともに、毎週火曜日に専門面接相談日を設け、分野ごとに、幅広く区民の相談に応えられるように努めている。建築相談及び専門面接相談では、耐震、バリアフリー化、リフォームの考え方や助成制度のほか、借地・借家に関する相談も行っている。相談内容の内訳は下表のとおりである。

### 【相談内容と件数】

項目 年度	建築相談	専門面接 相談	困りごと 道案内	業者紹介	合 計
平成30年度	71	57	175	115	418
令和 元 年度	30	54	190	157	431
令和 2 年度	52	36	127	140	355
令和 3 年度	94	31	114	141	380
令和 4 年度	74	37	88	160	359

#### 2 「燃えない壊れないまちづくり」の支援

公社では建物の不燃化や耐震化を促進するための事業のPR及び啓発活動を、区、各町会・自治会及び墨田区耐震化推進協議会と連携して進めている。

### 3 共同化等の建替えの支援

優先整備路線の区の用地買収にあたり、残地の宅地の共同化を含めた有効活用に係る相談業務を行っている。

#### Ⅲ 空き家総合相談窓口の運営

近年、増加している「空き家問題」をより効果的に推し進めるため、令和2年度から、空き家等に関する総合相談窓口を区から受託し、空き家所有者のみならず、迷惑空き家の近隣居住者、空き家の利活用希望者等といった様々な相談を行っている。また、相談については、多様化しているニーズに対応するため、行政では対応が難しい分野等に関しても、外部の専門家団体等との連携等により実施している。各年度の相談内容と件数は下記のとおりである。

### 【相談内容ごとの件数】

項目 年度	相続• 所有権等	法律• 制度等	活用・処分等 の方向性	建築の修繕	その他	合 計
令和2年度	5	2	25	4	17	53 (50)
令和3年度	5	2	24	2	22	55 (53)
令和4年度	7	5	26	4	13	55 (51)

※区への報告分類による。相談者により複数の相談あり。合計欄のカッコ内は相談者数を示す。

#### IV 木造住宅耐震化の促進

令和4年度から「墨田区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、耐震化事業の一部を区から受託し、住宅の耐震化を緊急に促進すべき区域の木造住宅の所有者等に対し、耐震化に関する普及啓発及び説明会等を行い、住宅の耐震化につなげる事業を実施した。

令和4年度訪問実績数 20町会 1,282件

### V まちづくり推進のための施設運営・管理事業

#### 1 まちづくり施設の運営

#### (1) 京島周辺地区まちづくり事業推進のための施設

京島事務所において、区内全域を対象とした「まちづくり支援・推進事業」並びに京島地区を対象とした「密集事業」、「木密地域不燃化プロジェクトの建替え相談」及び「京島地区まちづくり協議会事務局」の業務を行っている。

### (2) 鐘ヶ淵周辺地区まちづくり事業推進のための施設

鐘ヶ淵事務所において、「密集事業」及び「木密地域不燃化プロジェクトの建替え相談」の業務を 行っている。

### 2 コミュニティ住宅の維持管理

公社では、京島地区まちづくり事業の事業用住宅として建設されたコミュニティ住宅(17住宅、173戸)の維持管理を区から受託して、入居者に対して必要なサービスを提供している。 近年、コミュニティ住宅居住者の高齢化が進んでいることから、一人暮らし高齢者の居宅状況について情報収集し、住宅内での孤独死発生の防止に努めている。

令和5年3月31日現在

	住宅名	所在地	戸数	入居済戸数
1	京島二丁目コミュニティ住宅	墨田区京島二丁目11番2号	4	3
	(平成4年度完成)			(2)
2	京島二丁目第2コミュニティ住宅	墨田区京島二丁目23番3号	4	2
	(平成4年度完成)			
3	京島二丁目第3コミュニティ住宅	墨田区京島二丁目11番6号	6	6
	(平成5年度完成)			(1)
4	京島二丁目第4コミュニティ住宅	墨田区京島二丁目4番5号	5	3
	(平成6年度完成)			
5	京島二丁目第5コミュニティ住宅	墨田区京島二丁目16番6号	6	5
	(平成8年度完成)			
6	京島三丁目コミュニティ住宅	墨田区京島三丁目3番1号	26	17
	(昭和61年度完成)			(2)
7	京島三丁目第2コミュニティ住宅	墨田区京島三丁目38番1号	3	3
	(昭和63年度完成)			

	住宅名	所在地	戸数	入居済戸数
8	京島三丁目第3コミュニティ住宅	墨田区京島三丁目37番5号	6	4
	(平成4年度完成)			(2)
9	京島三丁目第4コミュニティ住宅	墨田区京島三丁目55番7号	15	10
	(平成6年度完成)			(1)
10	京島三丁目第5コミュニティ住宅	墨田区京島三丁目6番4号	3	3
	(平成6年度完成)			
11	京島三丁目第6コミュニティ住宅	墨田区京島三丁目6番1号	9	7
	(平成10年度完成)			(3)
12	京島三丁目第7コミュニティ住宅	墨田区京島三丁目3番6号	6	3
	(平成11年度完成)			
13	京島三丁目第8コミュニティ住宅	墨田区京島三丁目52番8号	10	3
	(平成11年度完成)			
14	文花二丁目コミュニティ住宅	墨田区文花二丁目9番7号	12	2
	(平成元年度完成)			
15	八広二丁目コミュニティ住宅(	墨田区八広二丁目52番12号	10	5
	平成10年度完成			
16	立花五丁目コミュニティ住宅(	墨田区立花五丁目1番14号	12	8
	平成10年度完成			
17	京島一丁目コミュニティ住宅	墨田区京島一丁目1番2号	36	23
	(平成21年度完成)			(4)
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		173	107
				(15)

※カッコ内は、80歳以上の単身居住者数(内数)

### 3 まちづくり事業用地の管理

公社では、これまで京島地区まちづくり事業のコミュニティ施設として、ポケットパーク、緑地及び 雨水ポンプの維持管理を区から受託してきた。令和4年度は、これまで受託した箇所に加えて、京島地 区まちづくり事業用地(2号線/半田邸前)の維持管理を区から受託している。

### (1) ポケットパーク及び緑地

		•	
	名称•様態	場所	面積(m)
1	ポケットパーク「さくら一休」	墨田区京島三丁目28番	39.80
2	ポケットパーク「こぞう一休」	墨田区京島三丁目15番	59.44
3	緑地「いこいの広場」	墨田区京島二丁目9番	88.08
4	緑地「たから広場」	墨田区京島三丁目6番	200.17
5	緑地「花水木広場」	墨田区京島三丁目9番	58.58

	名称•様態	場所	面積(㎡)
6	緑地「花広場」3か所	墨田区京島三丁目27番・28番	252.14
7	緑地「京島三丁目中央広場」	墨田区京島三丁目37番	147.77
8	緑地「トクちゃん広場」	墨田区京島三丁目54番	102.31
9	緑地「京島二丁目コミュニティ広場」	墨田区京島二丁目11番	240.86
10	緑地「ミニ西広場」「ミニ東広場」	墨田区京島二丁目23番	87.14
11	緑地「路地花壇」「陽だまり小路」	墨田区京島三丁目12番	72.03
12	緑地「さつき広場」2か所	墨田区京島三丁目24番	193.87
13	緑地「やさい広場」	墨田区京島三丁目23番	214.18
14	緑地「京島三丁目防災広場」	墨田区京島三丁目31番	617.05
15	ポケットパーク「タートル 一休」	墨田区京島二丁目9番	31.41
16	ポケットパーク「たから一休」	墨田区京島三丁目41番	24.00
17	路地尊2号基	墨田区向島五丁目39番	7.71
18	有季園/路地尊3号基	墨田区向島五丁目35番	110.37
19	会古路地/路地尊4号基	墨田区東向島三丁目15番	96.01
20	はとほっと/路地尊5号基	墨田区東向島一丁目25番	99.59
21	ー寺言問防災まちづくり広場/ 路地尊1号基、6号基	墨田区東向島一丁目20番	800.00
22	北部中央地区事業用地	墨田区東向島四丁目25番	279.95
23	北部中央地区事業用地	墨田区八広二丁目54番	148.76
24	緑地「協和井戸端広場」/防災井戸	墨田区京島二丁目26番	234.88
25	京島地区まちづくり事業用地 (2号線)/緑地	墨田区京島二丁目9番	38.81
26	京島地区まちづくり事業用地(6号線)	墨田区京島二丁目20番	108.48
27	京島地区まちづくり事業用地(6号線)	墨田区京島二丁目20番	36.08
28	京島地区まちづくり事業用地(6号線)	墨田区京島二丁目20番	20.74
29	京島地区まちづくり事業用地(6号線)	墨田区京島二丁目20番	20.36
30	鐘ヶ淵周辺地区事業用地(10号線)	墨田区墨田三丁目28番	7.03
31	鐘ヶ淵周辺地区事業用地 (9号線/旧隅小南側)	墨田区墨田五丁目49番	496.96
32	京島地区まちづくり事業用地 (2号線/半田邸前)	墨田区京島二丁目9番	10.90
		†	4,945.46

<sup>※ 16</sup>番~23番は令和2年度から受託、24番~31番は令和3年度から受託、32番は令和4年度受託 ※ 6号線(26番~29番)は、令和5年3月に区道となったため、維持管理は区道路管理者が行う。

# (2) 雨水ポンプ等

(Z) N9JVN J	コミュニティ	住宅			ポケット/	パーク	
雨水ポンプ設置場所	雨水貯水槽 設置種別	容量	竣功年月	雨水ポンプ 設置場所	雨水貯水槽 設置種別	容量	竣功年月
京島二丁目第3 (ながつま一休)	地中梁利用	10 t	平成5年11月	たから一休 京島三丁目 41 番	地下RC	5t	平成7年2月
京島二丁目第4 (とらばし一休)	地中梁利用	10 t	平成6年6月	さくら一休 京島三丁目 28番	地下RC	5t	平成8年2月
京島二丁目第5 (あづま一休北・ あづま一休南)	地中梁利用	10 t	平成9年2月	こぞう一休 京島三丁目 15番	地下RC	9t	平成 10年3月
京島三丁目第4	地中梁利用	20 t	平成7年2月	タートル 一休 京島二丁目9番	地下RC	3. 2t	平成29年3月
京島三丁目第5	据置•FRP	4 t	平成7年3月				
京島三丁目第6 (第6ボンブ)	地中梁利用	10 t	平成 10年 10月				
京島三丁目第7 (会館ボンブ)	地中梁利用	10 t	平成12年1月				
京島三丁目第8 (キラ前一休・キラ横一休)	地中梁利用	40 t	平成12年2月				
立花五丁目	地中梁利用	20 t	平成 11 年 1 月				
八広二丁目	地中梁利用	10 t	平成 11 年 1 月				
合計		144 t			<u> </u>	22. 2 t	

### (3)路地尊設置

一寺言問地区						
	雨水貯水槽設置種別	容量	竣功年月			
路地尊1号基 墨田区東向島一丁目20番	_	_	昭和62年3月			
路地尊2号基墨田区向島五丁目39番	地下RC	3 t	昭和63年3月			
路地尊3号基墨田区向島五丁目35番	地下RC	9 t	平成元年3月			
路地尊4号基 墨田区東向島三丁目15番	地下RC	10 t	平成3年3月			
路地尊5号基 墨田区東向島一丁目25番	地下RC	3 t	平成4年3月			
路地尊6号基 墨田区東向島一丁目20番	地下RC	20 t	平成8年3月			
合計		45 t				

※路地尊1号基は、防災設備付多機能情報板につき、雨水貯水槽なし

※路地尊は、全て令和2年度受託

### (4) 防災井戸

京島地区					
防災井戸 設置場所	揚水設備	竣功年月			
協和井戸端広場 墨田区京島二丁目26番	手押しポンプ式	令和3年3月			

※防災井戸は、令和3年度受託

## § 4 地域住民の自治活動及びコミュニティ活動の支援に関する事業 【定款第4条第1項第2号に基づく事業】

#### I 公社の所有する集会施設等の運営及び維持管理事業

#### 1 公社の施設

### (1) 公社集会所

公社所有の2か所の集会所を地域住民や団体・サークルに貸し出している。

#### 【令和4年度の利用状況】

	- />		内 訳				
施設名	区分	午前	午後	夜間	合計	令和3年度	
	回数	227	228	306	761	568	
両国駅前会館	人数	2,442	2,674	3,563	8,679	6,306	
	利用料(円)				1,874,500	1,387,320	
	回数	250	221	110	581	469	
吾妻橋会館	人数	2,663	2,170	1,066	5,899	4,574	
	利用料(円)				1,190,590	983,120	
	回数	477	449	416	1,342	1,037	
合 計	人数	5,105	4,844	4,629	14,578	10,880	
	利用料(円)				3,065,090	2,370,440	

#### (2) 寄付を受けた町会会館

町会会館の安定した運営を支援するため、「町会会館等の寄付受領及び返還に関する要綱」に基づき、公社が町会会館の寄付を受け、寄付受領と同時に地元町会に無償貸付を行うことにより、町会が自主管理して運営している。平成5年度以降は地方自治法の一部改正に伴い、町会が「地縁による団体」を結成することにより財産を保有できることとなり、以来、寄付受領はない。今後は、町会の法人化による申出に基づき順次返還することとしている。

(取得町会会館一覧については、§5資料編を参照)

【町会会館年度別取得・返還状況(過去5年)】

年	度	取得数	返還数	保有数
平成	30	0	0	11
令和	1	0	1	10
	2	0	0	10
	3	0	0	10
	4	0	0	10

### 2 指定管理者として管理する区施設等

### (1)地域集会所

墨田区における指定管理者制度の導入に伴い、平成18年度から指定管理者として地域集会所の管理運営を行っている。

当初は、18か所であったが、令和3年度から東あずま公園集会所の指定管理者となり、現在は、19か所となっている。(現指定期間:令和3年4月1日~令和6年3月31日)

【令和4年度の利用状況】

	施設名		区分			内 訳		令和3年度
	נסטנו	×□		午前	午後	夜間	合計	
			回 数	0	0	1	1	6
	1	立川	人 数	0	Ο	10	10	32
			利用料(円)				2,400	10,800
			回 数	22	34	43	99	57
	2	寺 島	人 数	190	210	584	984	494
			利用料(円)				206,520	127,740
			回 数	414	87	57	558	136
	3	千 歳	人数	8,340	1,378	861	110,579	1,697
			利用料(円)				587,640	537,490
			回 数	27	30	40	97	24
	4	八広中央	人 数	333	359	639	1,331	317
			利用料(円)				190,910	40,370
			回 数	84	71	55	210	110
	5	曳 舟	人数	925	759	717	2,401	1,117
			利用料(円)				565,380	294,300
指			回 数	140	29	60	229	149
憧	篇   6	押上	人 数	1,662	404	689	2,755	1,542
指定管理地域集会所			利用料(円)				406,070	253,200
塡			回 数	132	77	91	300	235
奏	7	東向島	人数	990	1,029	1,267	3,286	2,278
所			利用料(円)				651,760	554,830
		.v. <del>¢.</del> .⊤	回 数	6	18	27	51	25
	8	八広一丁 目	人 数	91	392	533	1,016	427
			利用料(円)				135,460	206,890
		##M	回 数	2	2	1	5	0
	9	東墨田うめぞの	人 数	14	38	20	72	0
		راع رهار	利用料(円)				9,210	0
		+#111	回 数	58	35	39	132	169
	10	横川三丁	人数	678	443	217	1,338	2,327
			利用料(円)				342,900	458,230
			回 数	59	88	121	268	163
	11	江東橋	人数	581	834	1,417	2,832	1,490
			利用料(円)				596,280	422,580
	4.0	+=00	回数	22	18	43	83	79
	12	一寺言問	人数	145	281	775	1,201	1,106
			利用料(円)				195,500	201,870

施設名		□ /\			内訳		今折り午度	
		区分	午前	午後	夜間	合計	令和3年度	
			回 数	288	397	292	977	656
	13	業平三丁目	人 数	2,859	3,768	4,213	10,840	7,209
			利用料(円)				2,355,550	1,572,680
			回数	72	137	141	350	332
	14	立花四丁目	人数	953	3,223	2,678	6,854	6,256
			利用料(円)				1,494,540	916,680
			回数	92	41	57	190	116
<u> بسد</u>	15	京島第一	人 数	1,109	755	983	2,847	1,600
提			利用料(円)				472,120	354,200
指定管理地域集会所			回 数	30	169	207	406	202
埋	16	京島第二	人 数	1,117	3,704	3,742	8,563	3,606
鬉			利用料(円)				1,251,850	647,420
人		なりひら	回 数	69	185	222	476	322
前	17	神明橋	人 数	1,263	2,770	3,877	7,910	4,847
		PILCOTI	利用料(円)				1,352,330	817,840
			回 数	57	78	15	150	78
	18	太平四丁目	人 数	649	1,108	143	1,900	665
			利用料(円)				341,990	184,780
			回数	27	56	10	93	103
	19	東あずま公園	人 数	240	837	145	1,222	1,289
			利用料(円)				220,520	309,340
			回 数	1,601	1,552	1,522	4,675	2,962
	合 計		人数	22,139	22,292	23,510	67,941	38,299
			利用料(円)				11,378,930	7,911,240
美	<b>美平三</b>	丁目集会所	人数				5,326	3,540
	トレー	ーニング室	利用料(円)				1,278,240	849,600

<sup>※</sup>八広中央集会所は長期修繕工事及び学童クラブ開設準備工事のため、令和4年11月25日から令和5年3月31日まで休館

### <正誤表>

P14【令和4年度の利用状況】

施設名:3:千歳:人数:合計

正	#K
10,579	110,579

<sup>※</sup>東あずま公園集会所は長期修繕工事のため、令和5年1月から3月31日まで休館

### (2)墨田区集会室

墨田区集会室(3施設)の管理運営を区から受託している。長寿室は、平日(月曜日~土曜日)の 昼間(午前9時~午後4時)をコミュニティサロンとして活用し、日曜日・休日及び夜間を地域の団体に開放している。

【令和4年度の利用状況】

	施設名		₩/\		内 訳		令和3年度	
	他設备		区分	昼間	夜間	合計	が が が が が が が が が が が が が が	
		長寿室	回 数	293		293	125	
1	菊川集会室	(コミュニティサロン)	人 数	2,325		2,325	811	
'	(菊川分室)	集会室	回 数	0	0	0	0	
		未厶主	人数	0	0	0	0	
		長寿室	回 数	31		31	16	
2	柳島	(コミュニティサロン)	人数	386		386	114	
~	集会室	集会室	回 数	50	62	112	62	
		未公主	人数	640	679	1,319	615	
		長寿室	回 数	293		293	125	
		(コミュニティサロン)	人数	1,460		1,460	723	
3	京島集会室	<b>事二字</b>	回 数	14	1	15	14	
٥	(京島会館)		人数	176	14	190	192	
		早朝利用	回 数	11		11	6	
			人数	34		34	19	
		長寿室	回 数	617		617	266	
		(コミュニティサロン)	人数	4,171		4,171	1,648	
	小計	集会室	回 数	64	63	127	76	
	ום יני	<del>末</del> 五主	人数	816	693	1,509	807	
		早朝利用	回数	11		11	6	
			人 数	34		34	19	
合 計			回 数	692	63	755	348	
			人数	5,021	693	5,714	2,474	

### Ⅱ その他

### 1 コミュニティサロン事業

地域の高齢者が集い、楽しく過ごせる憩いの場としてコミュニティサロン(6か所)を地域集会所等に設置し、次の事業を公社の自主事業として実施し、コミュニティの促進を図っている。

	事 業 名	<b>劫</b> 各	対象			令和3年度	
	争 未 石	刈家	実施月日	延回数	参加延人数	延回数	参加延人数
	コミュニティサロン	区民	4月~3月		7,134		2,449
	誕生日を祝う会	サロン利用者	中止			中止	0
1	民踊を楽しむ会	11	4月~3月	120	731	中止	0
'	日本民謡を楽しむ会	11	中止			中止	0
	お正月のつどい	11	中止			中止	0
	長寿マッサージ	65歳以上の区民	4月~3月	96	371	40	152
2	コミュニティサロン 利用者のつどい	観覧自由 ※演者はサロン利用者	中止			中止	

<sup>※「</sup>誕生日を祝う会」、「日本民謡を楽しむ会」、「お正月のつどい」及び「コミュニティサロン利用者のつどい」は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止

### 【令和4年度の利用状況】 (単位:延べ人数)

施	別路	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	<del>句</del> 和 3年度
1	みどりコミュニ ティセンター	72	77	62	69	73	65	82	83	76	89	81	87	916	404
2	横川三丁目 集会所	53	69	35	34	31	47	51	63	49	56	32	47	567	179
3	菊川集会室	182	217	204	145	218	240	226	202	182	160	174	175	2,325	811
4	京島集会室	115	126	128	124	136	127	129	126	81	113	115	140	1,460	723
5	東向島集会所	112	117	119	109	134	103	144	101	108	141	121	171	1,480	218
6	柳島集会室	31	29	32	30	30	27	37	38	37	35	37	23	386	114
	合 計	565	635	580	511	622	609	669	613	533	594	560	643	7,134	2,449

# § 5 資料編

### 【公社管理施設】

# 1 コミュニティ住宅(受託)

	住宅名	所在地	戸数
1	京島二丁目コミュニティ住宅	墨田区京島二丁目11番2号	4
2	京島二丁目第2コミュニティ住宅	墨田区京島二丁目23番3号	4
3	京島二丁目第3コミュニティ住宅	墨田区京島二丁目11番6号	6
4	京島二丁目第4コミュニティ住宅	墨田区京島二丁目4番5号	5
5	京島二丁目第5コミュニティ住宅	墨田区京島二丁目16番6号	6
6	京島三丁目コミュニティ住宅	墨田区京島三丁目3番1号	26
7	京島三丁目第2コミュニティ住宅	墨田区京島三丁目38番1号	3
8	京島三丁目第3コミュニティ住宅	墨田区京島三丁目37番5号	6
9	京島三丁目第4コミュニティ住宅	墨田区京島三丁目55番7号	15
10	京島三丁目第5コミュニティ住宅	墨田区京島三丁目6番4号	3
11	京島三丁目第6コミュニティ住宅	墨田区京島三丁目6番1号	9
12	京島三丁目第7コミュニティ住宅	墨田区京島三丁目3番6号	6
13	京島三丁目第8コミュニティ住宅	墨田区京島三丁目52番8号	10
14	文花二丁目コミュニティ住宅	墨田区文花二丁目9番7号	12
15	八広二丁目コミュニティ住宅	墨田区八広二丁目52番12号	10
16	立花五丁目コミュニティ住宅	墨田区立花五丁目1番14号	12
17	京島一丁目コミュニティ住宅	墨田区京島一丁目1番2号	36
	合 計		173

### 2 ポケットパーク及び緑地(受託)

	名称•様態	場所	面積(mi)
1	ポケットパーク「さくら一休」	墨田区京島三丁目28番	39.80
2	ポケットパーク「こぞう一休」	墨田区京島三丁目15番	59.44
3	緑地「いこいの広場」	墨田区京島二丁目9番	88.08
4	緑地「たから広場」	墨田区京島三丁目6番	200.17
5	緑地「花水木広場」	墨田区京島三丁目9番	58.58
6	緑地「花広場」3か所	墨田区京島三丁目27番・28番	252.14
7	緑地「京島三丁目中央広場」	墨田区京島三丁目37番	147.77
8	緑地「トクちゃん広場」	墨田区京島三丁目54番	102.31
9	緑地「京島二丁目コミュニティ広場」	墨田区京島二丁目11番	240.86
10	緑地「ミニ西広場」、「ミニ東広場」	墨田区京島二丁目23番	87.14
11	緑地「路地花壇」、「陽だまり小路」	墨田区京島三丁目12番	72.03

	名称•様態	場所	面積(m³)
12	緑地「さつき広場」2か所	墨田区京島三丁目24番	193.87
13	緑地「やさい広場」	墨田区京島三丁目23番	214.18
14	緑地「京島三丁目防災広場」	墨田区京島三丁目31番	617.05
15	ポケットパーク「タートル 一休」	墨田区京島二丁目9番	31.41
16	ポケットパーク「たから一休」	墨田区京島三丁目41番	24.00
17	路地尊2号基	墨田区向島五丁目39番	7.71
18	有季園/路地尊3号基	墨田区向島五丁目35番	110.37
19	会古路地/路地尊4号基	墨田区東向島三丁目15番	96.01
20	はとほっと/路地尊5号基	墨田区東向島一丁目25番	99.59
21	ー寺言問防災まちづくり広場/ 路地尊1号基、6号基	墨田区東向島一丁目20番	800.00
22	北部中央地区事業用地	墨田区東向島四丁目25番	279.95
23	北部中央地区事業用地	墨田区八広二丁目54番	148.76
24	緑地「協和井戸端広場」/防災井戸	墨田区京島二丁目26番	234.88
25	京島地区まちづくり事業用地(2号線)/ 緑地	墨田区京島二丁目9番	38.81
26	京島地区まちづくり事業用地(6号線)	墨田区京島二丁目20番	108.48
27	京島地区まちづくり事業用地(6号線)	墨田区京島二丁目20番	36.08
28	京島地区まちづくり事業用地(6号線)	墨田区京島二丁目20番	20.74
29	京島地区まちづくり事業用地(6号線)	墨田区京島二丁目20番	20.36
30	鐘ヶ淵周辺地区事業用地(10号線)	墨田区墨田三丁目28番	7.03
31	鐘ヶ淵周辺地区事業用地 (9号線/旧隅小南側)	墨田区墨田五丁目49番	496.96
32	京島地区まちづくり事業用地 (2号線/半田邸前)	墨田区京島二丁目9番	10.90
	合 計		4,945.46

<sup>※ 16</sup>番~23番は令和2年度から受託、24番~31番は令和3年度から受託、32番は令和4年度受託 ※ 6号線(26番~29番)は、令和5年3月に区道となったため、維持管理は区道路管理者が行う。

# 3 雨水ポンプ等 (受託)

	ミュニテ	<del>-</del> イ信	主宅	ポケットパーク			
雨水ポンプ設置場所	雨水貯水槽設置種別	容量	竣功年月	雨水ポンプ 設置場所	雨水貯水槽 設置種別	容量	竣功年月
京島二丁目第3	地中梁利用	10 t	平成5年11月	たから一休 京島三丁目41番	地下RC	5t	平成7年2月
京島二丁目第4 (とらばし一休)	地中梁利用	10 t	平成6年6月	さくら一休 京島三丁目28番	地下RC	5t	平成8年2月
京島二丁目第5 (あづま一休北・ あづま一休南)	地中梁利用	10 t	平成9年2月	こぞう一休 京島三丁目 15番	地下RC	9t	平成10年3月
京島三丁目第4	地中梁利用	20 t	平成7年2月	タートル 一休 京島二丁目9番	地下RC	3. 2 t	平成29年3月
京島三丁目第5	据置•FRP	4 t	平成7年3月				
京島三丁目第6 (第6ポンプ)	地中梁利用	10 t	平成10年10月				
京島三丁目第7 (会館ポンプ)	地中梁利用	10 t	平成12年1月				
京島三丁目第8 (キラ前一休・ キラ横一休)	地中梁利用	40 t	平成12年2月				
立花五丁目	地中梁利用	20 t	平成11年1月				
八広二丁目	地中梁利用	10 t	平成 11 年 1 月				
合語	<del></del>	144 t		습:	†	22. 2 t	

### 4 路地尊設置(受託)

一寺言問地区								
路地尊 設置場所	雨水貯水槽 設置種別	容量	竣功年月					
路地尊1号基 墨田区東向島一丁目20番	_	_	昭和62年3月					
路地尊2号基 墨田区向島五丁目39番	地下RC	3 t	昭和63年3月					
路地尊3号基 墨田区向島五丁目35番	地下RC	9 t	平成元年3月					
路地尊4号基 墨田区東向島三丁目15番	地下RC	10 t	平成3年3月					
路地尊5号基 墨田区東向島一丁目25番	地下RC	3 t	平成4年3月					
路地尊6号基 墨田区東向島一丁目20番	地下RC	20 t	平成8年3月					
一寺言問防災まちづくり部	45 t							

※路地尊1号基は、防災設備付多機能情報板につき、雨水貯水槽なし。

### 5 防災井戸(受託)

	京島地区	
防災井戸 設置場所	揚水設備	竣功年月
協和井戸端広場 墨田区京島二丁目26番	手押しポンプ式	令和3年3月

※防災井戸は、令和3年度受託

### 6 公社集会所 2館

	施設名	所在地	取得年月日
1	<b>両国駅前会館</b>	墨田区両国二丁目20番12号101	昭和57年8月16日
2	吾妻橋会館	墨田区吾妻橋一丁目23番27号	平成元年12月20日

### 7 地域コミュニティ会館(取得町会会館) 10館

	施設名	所在地	取得年月日
1	小梅二丁目会館	墨田区向島三丁目33番7号	昭和58年5月16日
2	向島四丁目南会館	墨田区向島四丁目24番6号	昭和59年9月20日
3	隅田西会館	墨田区墨田三丁目40番1号	昭和60年9月6日
4	立花五丁目会館	墨田区立花五丁目18番3号	昭和63年2月5日
5	緑三丁目会館	墨田区緑三丁目6番3号	平成元年10月11日
6 押上一丁目仲会館		墨田区押上一丁目15番1号	平成2年2月22日
7	<b>亀沢一丁目会館</b>	墨田区亀沢一丁目18番2号	平成2年10月1日
8	押上三丁目伸成会館	墨田区押上三丁目19番6号	平成2年12月6日
9	中川会館	墨田区立花五丁目33番4号	平成3年3月12日
10	東向島百花会館	墨田区東向島三丁目29番5号	平成4年4月17日

### 8 地域集会所(指定管理) 19館

	施設名	所在地	指定管理者 導入年度	現指定期間
1	立川集会所	墨田区立川一丁目5番2号		
2	寺島集会所	墨田区東向島一丁目23番10号		
3	千歳集会所	墨田区千歳二丁目2番5号		
4	八広中央集会所	墨田区八広三丁目14番5号		
5	曳舟集会所	墨田区東向島二丁目17番14号		
6	押上集会所	墨田区押上一丁目47番6号		
7	東向島集会所	墨田区東向島四丁目8番12号		
8	八広一丁目集会所	墨田区八広一丁目19番14号		
9	東墨田沙沙集会所	墨田区東墨田三丁目19番1号	平成10年度	令和3年4月1日~
10	横川三丁目集会所	墨田区横川三丁目12番12号	平成18年度	令和6年31日
11	江東橋集会所	墨田区江東橋五丁目16番15号		
12	一寺言問集会所	墨田区東向島一丁目20番6号		
		墨田区業平三丁目2番5号		
14	立花四丁目集会所	墨田区立花四丁目8番10号		
15	京島第一集会所	墨田区京島三丁目3番6号		
16	京島第二集会所	墨田区京島三丁目52番8号		
17	がいいいか明橋集会所	墨田区業平五丁目6番2号		
18	太平四丁目集会所	墨田区太平四丁目1番4号		
19	東あずま公園集会所	墨田区立花二丁目32番12号	令和3年度	令和3年4月1日~
				令和6年31日

### 9 墨田区集会室(受託) 3館

	施設名	所在地	受託日
1	菊川集会室(菊川分室)	墨田区菊川三丁目21番6号102	
2	柳島集会室	墨田区横川五丁目2番17号	昭和61年4月1日
3	京島集会室(京島会館)	墨田区京島二丁目15番5号	

### 【理事会・評議員会】

### 1 開催日及び議案

### 第1回理事会(令和4年5月30日)

### 議決事項

(1)	議案第1号	令和3年度一般財団法人墨田まちづくり公社事業報告
(2)	議案第2号	令和3年度一般財団法人墨田まちづくり公社決算
(3)	議案第3号	一般財団法人墨田まちづくり公社理事候補者の推薦
(4)	議案第4号	一般財団法人墨田まちづくり公社理事候補者の推薦
(5)	議案第5号	一般財団法人墨田まちづくり公社評議員選定委員(外部委員)の選任
(6)	議案第6号	一般財団法人墨田まちづくり公社評議員選定委員(外部委員)の選任
(7)	議案第7号	令和4年度一般財団法人墨田まちづくり公社定時評議員会の開催
(8)	報告第1号	一般財団法人墨田まちづくり公社の役員及び評議員の報酬等及び費用に関
		する規程の一部改正(案)

### 第2回理事会(令和4年6月20日)

### 議決事項

(1)	議案第8号	一般財団法人墨田まちづくり公社常務理事の選定
(2)	議案第9号	一般財団法人墨田まちづくり公社事務局長任命の同意
(3)	議案第10号	一般財団法人墨田まちづくり公社評議員候補者の推薦

### 第3回理事会(令和5年2月17日:理事会決議があったものとみなされた日) 議決事項

(1) 議案第11号 令和4年度一般財団法人墨田まちづくり公社臨時評議員会の開催

#### 第4回理事会(令和5年3月28日)

### 議決事項

(1)	議案第12号	令和5年度一般財団法人墨田まちづくり公社事業計画
(2)	議案第13号	令和5年度一般財団法人墨田まちづくり公社収支予算
(3)	議案第14号	一般財団法人墨田まちづくり公社個人情報保護規程の廃止
(4)	議案第15号	一般財団法人墨田まちづくり公社職員就業規程の一部改正
(5)	議案第16号	一般財団法人墨田まちづくり公社職員給与規程の一部改正

### 定時評議員会(令和4年6月20日)

### 議決事項

	只	
(1)	議案第1号	令和3年度一般財団法人墨田まちづくり公社決算
(2)	議案第2号	一般財団法人墨田まちづくり公社理事の選任
(3)	議案第3号	一般財団法人墨田まちづくり公社理事の選任
(4)	議案第4号	一般財団法人墨田まちづくり公社の役員及び評議員の報酬等及び費用に関
		する規程の一部改正
(5)	議案第5号	常勤役員の幸闘・悋の改定
報告事項	百	
+IX LD <del>TP</del> +	只	

(1) 報告第1号 令和3年度一般財団法人墨田まちづくり公社事業報告

### 臨時評議員会(令和5年3月28日)

### 議決事項

### 2 名簿

### 一般財団法人墨田まちづくり公社 役員名簿

### 令和5年3月31日現在

役職名	氏 名	備考	就任日
理事長	山本 亨	墨田区長	令和3年6月24日
常務理事	渡邉 茂男	元墨田区都市計画部長	令和4年6月20日
理事	沖山 仁	墨田区議会議員	令和4年6月20日
11	平野守助	吾妻橋会館管理運営協議会会長	令和3年6月24日
11	阿部義栄	京島地区まちづくり協議会会長	令和3年6月24日
11	川島康義	隅田中睦町会会長	令和3年6月24日
監事	富川 昌之	公認会計士•税理士	令和2年7月6日
11	高橋 宏幸	墨田区会計管理者	令和3年6月24日

# 一般財団法人墨田まちづくり公社 評議員名簿

令和5年3月31日現在

役職名	氏 名	備考	就任日
評議員	田中邦友	墨田区議会議員	令和2年7月6日
11	髙橋 正利	墨田区議会議員	令和元年6月17日
11	高柳東彦	墨田区議会議員	令和3年6月24日
11	阿部 喜見子	墨田区議会議員	令和元年6月17日
11	犬飼 功一	墨田産業協会会長	令和2年7月6日
11	山田 昇	墨田区商店街連合会会長	令和3年6月24日
11	猪越 行廣	東京商工会議所墨田支部相談役	令和2年7月6日
11	守 平中	東京都建築士事務所協会墨田支部長	令和元年6月17日
11	高野 祐次	墨田区副区長	令和元年6月17日
11	久井 隆司	墨田区都市計画部長	令和4年6月20日

# 一般財団法人墨田まちづくり公社 評議員選定委員名簿

令和5年3月31日現在

役職名	氏 名	備考	就任日
評議員 田中 邦友		墨田区議会議員	令和4年7月6日
監事	富川昌之	公認会計士•税理士	令和4年7月6日
外部委員	阿部 貴明 東京商工会議所墨田支部顧問		令和4年6月19日
11	森山 育子	一般社団法人墨田区観光協会理事長	令和4年6月19日
事務局員	栗林 行雄	公社まちづくり課長	令和3年6月1日

### 3 監査等

実施日	実施者	内 容
		令和3年度決算書類の適否の監査
令和4年5月20日	公社監事	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの理事の
		職務の執行及び公益目的支出計画実施報告書に関する監査
令和4年7月21日	区監査委員	令和3年度財政援助団体等に対する事務監査
令和4年7月28日		令和3年度財政援助団体等に対する監査委員監査
令和4年11月16日		令和4年4月1日から9月30日までの財産及び業務執行
	公社監事	の状況の監査

以上、いずれも適正と認められた。

### 備 考: 本文中の事業説明にある定款第4条は、次のとおりである。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市街地環境の再整備を推進するための地域住民によるまちづくり活動の支援に関する事業
- (2) 地域住民の自治活動及びコミュニティ活動の支援に関する事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、東京都墨田区において行うものとする。